

都留市6次産業化推進事業補助金

【趣旨・目的】

■生産（1次産業）、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を掛け合わせた「**6次産業化**」に取り組み、新たな付加価値を生み出す事業者の支援を行うことで、地域産業の発展を目指す。

【事業主体】

- ・市内に事務所もしくは事業所を有し事業を営むもの又は市内事業者により組織される団体。

【対象事業】

1 「加工品開発」

補助率：1/2 ・ 限度額：100万円

対象経費：加工品の開発、販路開拓等に要する経費

(1) 原材料費 (2) 調査研究費 (3) 広報宣伝費 等

→ 1つの事業者につき1回（継続の場合は2年連続まで）

2 「施設機械整備」 — 加工施設・販売施設・提供販売施設

補助率：1/3 ・ 限度額：100万円

対象経費：加工品の開発に必要な施設・機械の整備、販売施設・提供施設・什器類の整備に要する経費

→ 1つの事業者につき1回（施設の規模拡大時は再申請可）

《 補助金交付までの流れ 》

- ①事業承認申請（様式1号・見積書）
- ②事業承認
- ③事業実施（承認後に整備・購入）
- ④実績報告（様式3号・領収書・写真）
- ⑤交付決定
- ⑥請求書（様式7号・振込希望口座）
- ⑦補助金支払

